

## ISSUE BRIEF

# 原発立地自治体の財政・経済問題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 767 (2013. 1. 29.)

はじめに

### I 原発立地自治体の税財政制度

- 1 電源三法制度
- 2 税制等

### II 原発立地自治体の財政と経済

- 1 現状
- 2 原発依存の問題
- 3 今後の課題

おわりに

原発立地自治体の財政は、電源三法制度等による財政措置、固定資産税、核燃料税等によって強固となった。また、原発および関連の雇用が生まれたことで、地域の所得は向上した。しかし、その持続性や広がりには限界があり、地域経済が原発依存となる問題が以前から指摘されてきた。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、日本の原子力政策あるいはエネルギー政策は、抜本的に見直される方向にある。新しい安全基準によって、原発の運転再開には慎重な判断が求められていることから、原子力政策の如何にかかわらず、原発立地自治体は、財政と経済の両面で大きな転機に立っている。

本稿は、電源三法制度を中心とする原発に関連した税財政制度の概略を示した上で、市町村別決算状況調、市町村民経済計算、国勢調査等により原発立地自治体の財政と経済について、その特徴を整理し、今後の課題をまとめる。

経済産業課

こいけ たくじ  
(小池 拓自)

調査と情報

第767号

## はじめに

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災において、東京電力福島第一原子力発電所は炉心溶融 (メルトダウン) を伴う過酷事故 (シビアアクシデント) を引き起こし、原子力発電所 (以下「原発」) に対するいわゆる「安全神話」は崩壊した。日本の原子力政策あるいはエネルギー政策は、抜本的に見直される方向にある<sup>1</sup>。平成 24 年 12 月 16 日に実施された第 46 回衆議院議員総選挙においても、エネルギー政策は重要な争点の 1 つとなった。

総選挙に勝利した自由民主党は、「遅くとも 10 年以内には将来にわたって持続可能な「電源構成のベストミックス」を確立します」としており<sup>2</sup>、エネルギー政策の行方は今後の議論を待つ必要がある。また、原発の運転再開には、高経年化や活断層の評価を含めた原子力規制委員会による安全審査が前提となる。原発に依存してきた地方自治体は、財政と経済の両面において、大きな転機を迎えている。本稿は、原発立地自治体<sup>3</sup>について、特有の税財政制度をまとめ、財政と経済の特徴と今後の課題を整理する。

## I 原発立地自治体の税財政制度

原発立地自治体に大きな影響を持つ税財政制度として、電源三法制度等による財政措置、固定資産税、核燃料税等について、その概要と現状を整理する。

### 1 電源三法制度

#### (1) 第一次石油危機と電源三法

高度成長期の日本の電力需要は年 10% を超えて増加したことから、電源開発は極めて重要な課題であった。昭和 48 (1973) 年に発生した第一次石油危機は、電力供給安定化のため、電源多様化の必要性を更に高めた。昭和 49 年 (田中角栄内閣時代)、発電用施設の設置の円滑化のため、「発電用施設周辺地域整備法」(昭和 49 年法律第 78 号)、「電源開発促進税法」(昭和 49 年法律第 79 号)、「電源開発促進対策特別会計法」(昭和 49 年法律第 80 号) のいわゆる電源三法が制定された。地元住民の福祉向上を図ることで、地元の理解と協力を得て、電源立地を進めるため、電源開発のための目的税として電源開発促進税を導入し、その税収を財源として、発電施設周辺地域において公共用施設を整備するための交付金等を電源開発促進対策特別会計を通じて交付する制度が創設された。<sup>4</sup>

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013 年 1 月 18 日である。

<sup>1</sup> 平成 24 年 9 月 19 日に野田佳彦内閣(当時)が閣議決定した「今後のエネルギー・環境政策について」は、「今後のエネルギー・環境政策については、「革新的エネルギー・環境戦略」(平成 24 年 9 月 14 日エネルギー・環境会議決定)を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」としている。2030 年代に原発稼働ゼロを可能とすることを目指すとした「革新的エネルギー・環境戦略」自体の閣議決定は見送られたものの、その方向性を踏まえる旨が示されている(詳細は、近藤かおり「我が国のエネルギー政策の経緯と課題—福島第一原発事故後の議論をふまえて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』762 号, 2012.12.26.参照。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4059583\\_po\\_0762.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4059583_po_0762.pdf?contentNo=1)>)。

<sup>2</sup> 自由民主党 HP「J-ファイル 2012 自民党総合政策集」p.54。<[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j\\_file2012.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf)>

<sup>3</sup> 以下、原子力発電施設及び原子力発電関連施設の立地する自治体(地域)を原発立地自治体(地域)と呼ぶ。

<sup>4</sup> 発電用施設周辺地域整備法は、前年の法案(目的税や特別会計の設置を伴わず、単法によって補助率を積み増す等の措置)を大幅に強化したものの。電源開発促進税法により販売電気 1,000kWh あたり 85 円が課税され、一般電気事業者(電力会社)が納税義務者となり電気料金に転嫁される(需要者が負担)。平年度ベースで 300 億円程度の税収が見込まれていた。なお、電源開発促進対策特別会計法は、「特別会計に関する法律」(平成 19 年法律第 23 号)により

交付金は、原子力発電施設及び原子力発電関連施設、火力発電施設（現在は沖縄県のみ）、水力発電施設等の設置地域に交付されるものである。このうち、原発については交付限度額の算定式（出力単価や係数）により、政策的に優遇されてきた。<sup>5</sup>

## （２）交付金の拡充

制度創設後、地域の要望を踏まえ、原発関連の交付金を中心に制度は拡充されてきた。運転開始時までとされた交付期間は徐々に長期化され、使途は拡大された。平成 15 年には交付金制度が全面的に見直され、交付金の使途は、地域産業振興や福祉サービス等のソフト的な事業に拡大され、地域の自主的な選択の幅も広げられた。電源開発促進税の税率は大幅に引き上げられた後、近年、若干の引き下げが行われた。（表 1）<sup>6</sup>

第 2 次石油危機（昭和 53（1978）年）により電源の多様化の必要性が再認識されたことや、原発事故（1979 年スリーマイル島、1986 年チェルノブイリ等）により立地確保が停滞したことが交付金の拡充の背景にある。また、京都議定書（1997 年採択）により地球温暖化対策（CO<sub>2</sub>削減）が重要課題となったことも、原発重視（優遇）の制度を拡充させた。

表 1 電源開発促進税の税率と電源三法交付金制度の変遷

	税率(円/千 kWh)			主な出来事
	全体	立地 <sup>1</sup>	利用 <sup>2</sup>	
昭和 49(1970)	85	区分なし		制度創設(交付期間は運転開始まで)
昭和 55(1980)	300	85	215	運転開始後 5 年までに交付期間延長、原子力優遇を強化
昭和 58(1983)	445	160	285	昭和 56 年以降使途拡大、電源移出県等交付金等を創設
平成 9(1997)	445	190	255	原発の発電量に応じて交付される恒久的交付金を創設 <sup>3</sup>
平成 15(2003)	段階的減税開始 <sup>4</sup>			交付金制度全面見直し(原子力重点化、ソフトを含む対象事業拡大)
平成 19(2007)	375	190	185	エネルギー対策特別会計に統合(税収直入の見直し) <sup>5</sup>

(注 1) 電源立地勘定（昭和 55 年に電源多様化勘定の創設に伴い区分創設）

(注 2) 電源利用勘定（当初は石油代替エネルギーの研究開発のため電源多様化勘定）

(注 3) 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金

(注 4) 425 円（平成 15 年 10 月）、400 円（平成 17 年 4 月）、375 円（平成 19 年 4 月）

(注 5) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（石油特会）と統合（電源開発促進税は一般会計歳入に計上され、必要額がエネルギー対策特別会計に繰り入れられる）。

(出典) 竹内直人「電源三法交付金制度の課題と自治体施策の方向」『地域公共政策研究』4 号, 2001.6, pp.50-64; 福井県『福井県電源三法交付金制度等の手引き 平成 23 年度版』2012, pp.1-6.を基に筆者作成。

## （３）電源立地対策費の推移

税率の引き上げと販売電気量の増大によって、電源開発促進税収は当初の 10 倍以上の水準（平成 22 年度決算：3494 億円）となった（表 2）。なお、電源開発促進税は立地自治体に対する交付金を中心とした電源立地対策と、発電用施設の利用の促進等（研究開発を含む）の電源利用対策（旧電源多様化対策）に用いられている<sup>7</sup>。

廃止され、当該特別会計はエネルギー対策特別会計・電源開発促進勘定となっている。（大島泰「電源開発関連三法の制定について」『ジュリスト』567 号, 1974.8.1, pp.89-93; 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史 第 13 卷 - 第四期 多様化時代(2)』1991, pp.238-243.）

<sup>5</sup> 清水修二『原発になお地域の未来を託せるか 福島原発事故—利益誘導システムの破綻と地域再生への道』自治体研究社, 2011, p.75.

<sup>6</sup> 同上, pp.83-88; 竹内直人「電源三法交付金制度の課題と自治体施策の方向」『地域公共政策研究』4 号, 2001.6, pp.50-64; 福井県『福井県電源三法交付金制度等の手引き 平成 23 年度版』2012, pp.1-6.

<sup>7</sup> 表 1 に記載したように、昭和 55（1980）年に電源開発促進対策特別会計は電源立地勘定と電源多様化勘定（平成

電源立地対策費 1426 億円のうち、1326 億円は地方自治体に交付され(平成 22 年度決算)、立地推進、原子力広報、原子力防災、環境安全対策等に充てられた(表 3)。このうち、最大の交付金は、平成 15 年に 5 つの交付金と 1 つの補助金を統合した電源立地地域対策交付金(1039 億円)である<sup>8</sup>。なお、電源利用対策には次世代軽水炉、核燃料サイクル、使用済燃料処分等の研究開発事業が含まれている(独立行政法人日本原子力研究開発機構運営交付金 1045 億円(平成 22 年度決算)等)<sup>9</sup>。

表 2 電源開発促進税収と電源立地対策費 (金額単位:百万円)

年度	昭和 50 1975	昭和 55 1980	昭和 60 1985	平成 2 1990	平成 7 1995	平成 12 2000	平成 17 2005	平成 22 2010
販売電気(百万 kWh)	348,250	439,681	523,457	657,848	758,324	843,430	897,412	931,832
電源開発促進税収 <sup>1</sup>	29,601	100,577	232,938	292,742	337,454	375,326	360,822	349,437
電源立地対策費 <sup>2</sup> (予算)	22,881	41,414	87,746	160,983	219,839	225,097	186,248	163,825
(決算)	9,937	24,836	64,414	101,552	156,884	147,334	153,103	142,628

(注 1) 電源開発促進税収は会計年度内の申告又は処理による課税の事績

(注 2) 予算額は補正後最終予算額、決算額は支出済歳出額

(出典) 国税庁 HP 統計情報「電源開発促進税課税状況(間接諸税)」(販売電気、電源開発促進税額); 電源開発促進対策特別会計決算書(平成 17 年度まで)及びエネルギー対策特別会計・電源開発促進勘定決算書(平成 22 年度)(電源立地対策費)を基に筆者作成。

表 3 電源立地対策費の地方自治体向け交付金等の内訳推移(決算額) (単位:百万円)

年度	平成 17 2005	平成 18 2006	平成 19 2007	平成 20 2008	平成 21 2009	平成 22 2010
電源立地等推進対策補助金 <sup>1</sup>	15,545	13,964	13,845	10,342	8,675	8,192
電源立地地域対策交付金 <sup>2</sup>	97,679	104,276	106,886	103,053	100,776	103,866
電源立地等推進対策交付金 <sup>3</sup>	4,569	5,714	8,721	7,854	12,190	10,706
原子力施設等防災対策等交付金 <sup>4</sup>	11,201	10,792	11,734	10,956	10,363	9,834
電源地域工業団地利子補給金 <sup>5</sup>	20	16	13	10	7	4
合計	129,014	134,761	141,198	132,214	132,010	132,602

(注 1) 電源立地等推進対策補助金: 電源地域への企業立地及び特別電源地域における科学技術の振興を促進するための事業等に必要な経費に対する補助

(注 2) 電源立地地域対策交付金: 発電用施設等の設置が行われ又は予定されている地方自治体が実施する公共用施設整備事業等に対する交付(電源三法交付金の柱)

(注 3) 電源立地等推進対策交付金: 原子力発電施設等が設置され若しくは設置が見込まれる区域を含む地方自治体で行われる公共用施設の整備や地域振興に資する事業等に対する交付

(注 4) 原子力施設等防災対策等交付金: 原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等に対する交付

(注 5) 電源地域工業団地利子補給金: 電源地域における工業導入の促進を図るために地方自治体が造成した工業団地について、当該造成費用に充当するために発行した地方債及び借入金に生じる利子に対する補給事業

(出典) エネルギー対策特別会計・電源開発促進勘定決算書(平成 17 年度決算~平成 22 年度決算); エネルギー対策特別会計財務書類(同)を基に筆者作成。

15年に電源利用勘定(改称)に区分された。平成 19年にエネルギー対策特別会計に統合された時に、2つの勘定は、電源開発促進勘定として、再び一本化された(ただし、その用途は法律上で明確に区分されている)。なお、平成 24年度からは、原子力安全規制対策(原子力規制委員会経費等)も電源開発促進勘定にて経理されている。(経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー対策特別会計」<[http://www.enecho.meti.go.jp/info/H23\\_a0.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/info/H23_a0.pdf)>)

<sup>8</sup> 「新電源三法交付金制度がスタート」『EG』53(11), 2003.11, pp.2-6.

<sup>9</sup> 「平成 22 年度特別会計決算参照書」(第 179 回国会提出) pp.109-111.

<<http://www.bb.mof.go.jp/server/2010/dlpdf/DL201078001.pdf>>

#### (4) 原発立地自治体への財政措置

電源立地地域対策交付金は、原子力発電施設及び原子力発電関連施設<sup>10</sup>を設置した地域のみを対象とする交付金や、交付限度額の算定式によって原発立地自治体への交付額が大きくなっている。例えば、出力 135 万 kW の原発が新設されるモデルケースでは、その地域（立地市町村、隣接市町村、都道府県）に 1215 億円の電源立地地域対策交付金（45 年間累計）が交付される。交付は立地可能性調査、環境調査等の計画段階から開始され、建設期間中が最も手厚くなる。運転開始後、一旦、交付額は大幅に減少するものの、固定資産税収入の減少する時期には交付額が増加する。（表 4）

この他、各種交付金、補助金があり、例えば、電源立地等推進対策交付金には表 4 の原子力発電施設立地地域共生交付金（累計 25 億円）以外に核燃料サイクル交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、広報・安全等対策交付金等がある（この他にも電気料金割引措置の補助等に充てられる電源地域振興促進事業費補助金もある）。

表 4 各年財源効果モデルケース（出力 135 万 kW 運転開始まで 10 年）（単位:億円）

	計画 (3年)	建設 (7年)	運転1 (15年)	運転2 (14年)	運転3 (6年)	計 (45年)	スキーム <sup>1</sup>
電源立地地域対策交付金						1,215	
電源立地等初期対策交付金相当部分	5.2	5.2				52	所・隣・県
電源立地促進対策交付金相当部分		20.3				142	所・隣
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分 <sup>2</sup>		39~11.7	11.7	11.7	11.7	597	所・隣
電力移出県等交付金相当部分 <sup>3</sup>		3~13	3~6	6	6	275	県
立地地域長期発展対策交付金相当部分 <sup>4</sup>			2~3	4.5	6.92	149	所
原子力発電施設立地地域共生交付金 <sup>5</sup>					5~0	25	県
各期間の交付額合計 (下段は年あたり)	16 5.2	434 62.0	307 20.4	311 22.2	173 28.8	1,240 27.5	

- (注 1) 基本的な流れ 所:所在市町村に交付、隣:隣接市町村のために都道府県に交付、県:都道府県に交付  
(注 2) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は、4 年目から 6 年目が 39 億円、7 年目から 8 年目が 23.4 億円、9 年目から 10 年目以降が 11.7 億円  
(注 3) 電力移出県等交付金相当部分は、4 年目が 10 億円、5 年目から 8 年目が 13 億円、9 年目から 11 年目が 3 億円、12 年目以降は 6 億円（都道府県に交付されるが、一部は都道府県を経由して、所在市町村や隣接市町村に交付される）  
(注 4) 立地地域長期発展対策交付金相当部分（原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分）は、11 年目が 2 億円、12 年目から 25 年目が 3 億円、26 年目から 39 年目が 4.5 億円、40 年目以降は 6.92 億円  
(注 5) 原子力発電施設立地地域共生交付金（電源立地等推進対策交付金の 1 つ）は、40 年目から 44 年目に 5 億円（県からの補助先は立地あるいは隣接市町村に特定されていない）  
(出典) 経済産業省資源エネルギー庁『電源立地制度の概要』pp.3-4, 7-24.を基に筆者作成。

## 2 税制等

### (1) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産を課税客体とする市町村税（標準税率 1.4%、一定額を超えた部分は県）である。発電所施設は、運転開始後、償却資産として課税対象となる。

<sup>10</sup> 原子力発電関連施設とは、使用済燃料貯蔵施設、MOX 燃料加工施設、次期低レベル放射性廃棄物埋没施設、深地層研究施設、特定放射性廃棄物の最終処分施設、使用済燃料の再処理施設、実用ウラン濃縮施設、原子力発電施設から生じる放射性廃棄物の廃棄施設等である（経済産業省資源エネルギー庁『電源立地制度の概要』pp.5-24. <<http://www2.dengen.or.jp/html/leaf/seido/files/richigaiyo-201003.pdf>>）。

例えば、2010年建設の原発（120万kW、建設費約4400億円）の場合、当初税収は約62億円となる。ただし、減価償却（原子力発電設備を含む火力発電設備の法定耐用年数15年）によって、税収は5年後には半減（30億円）、10年後には1/4（15億円）となる。<sup>11</sup>

固定資産税は普通税であり、その用途は立地自治体の自由となる（一般財源）。この点は、用途に定めのある（特定財源である）電源三法制度等による財政措置と大きく異なる。ただし、固定資産税は、運転開始後、税収が減少する問題がある。当初、公共用施設整備等に用途が限定され、交付期間は運転開始までとされた地方自治体向け交付金等が用途や交付期間を拡大することとなった背景には、固定資産税のこのような特徴があったと言えよう。

## （2）核燃料税等

道府県、市町村は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる（法定外税）<sup>12</sup>。

福井、福島、愛媛、佐賀、島根、静岡、鹿児島、宮城、新潟、北海道、石川の各道県は、核燃料税を設けて、発電用原子炉に挿入した核燃料の価額に課税している（価額の税率は8.5%から14.5%、福島県は重量、福井県と石川県は出力にも課税）。また、茨城県は核燃料等取扱税として、青森県は核燃料物質等取扱税として、使用済核燃料の受入、高放射性廃液の保管等も含めた課税を実施している。これらの県税はすべて普通税である。市税としては、薩摩川内市（鹿児島県）が法定外普通税である使用済核燃料税、柏崎市（新潟県）が法定外目的税（安全対策等）である使用済核燃料税を、使用済核燃料の保管等に課税している。<sup>13</sup>

平成22年度決算では、法定外税の合計は516億円、そのうち原子力関係は405億円となっている<sup>14</sup>。なお、普通税ではあるものの、核燃料税を財源として、県が原発立地自治体や周辺自治体等に交付金や補助金を交付するケースも少なくない<sup>15</sup>。

原発事故後、相次いで原発の運転が停止されたことから、核燃料の挿入に課税する核燃料税の税収は見込みにくい<sup>16</sup>。ただし、茨城県と青森県は、既に使用済核燃料等の受入に課税しており、また、福井県と石川県は発電用原子炉の熱出力にも課税することとした<sup>17</sup>。一方、福島県は、県内の全原発の廃炉を求めていることを踏まえて、更新期限（平成24年12月末）を機に、核燃料税を廃止する方針を発表した<sup>18</sup>。

<sup>11</sup> 内閣官房国家戦略室コスト等検証委員会事務局「発電コスト試算シート」（エネルギー・環境会議コスト等検証委員会「コスト等検証委員会報告書」2011.12.19.の基礎となる Excel ファイル形式の計算式、初期設定は建設費35万円/kW、安全対策費194億円）<[http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive02\\_shisan\\_sheet.html](http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive02_shisan_sheet.html)>

<sup>12</sup> 総務省「法定外税の新設等の手続」<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000165239.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000165239.pdf)>

<sup>13</sup> 総務省「法定外税の概要（平成24年4月1日現在）」<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000165241.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000165241.pdf)>  
茨城県・核燃料等取扱税は、①原子炉への核燃料の挿入、②使用済燃料の受入れ、③高放射性廃液の保管、④ガラス固化体の保管、⑤放射性廃棄物の発生、⑥放射性廃棄物の保管に課税される。

青森県・核燃料物質等取扱税は、①ウランの濃縮、②原子炉の設置、③原子炉への核燃料の挿入、④使用済燃料の受入れ、⑤使用済燃料の貯蔵、⑥廃棄物の埋設、⑦廃棄物の管理に課税される。

<sup>14</sup> 総務省「法定外税の状況（平成24年4月現在）」<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000165240.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000165240.pdf)>

<sup>15</sup> 例えば、福井県は、核燃料価額の12/100（平成23年11月までの税率）のうち4.8/100を立地市町村等に交付（福井県 前掲注(6), p.107.）。

<sup>16</sup> 「核燃料税、11道県見送り、来年度予算、原発停止で立地13道県」『日本経済新聞』2012.2.15.

<sup>17</sup> 税率を従来の核燃料価額の12%から17%相当に引き上げた上で、その半分の8.5%を価額割とし、税率の半分相当の出力割（福井県：45,750円/kW/1課税期間=3か月、同石川県：34,900円）とした（総務省「福井県「核燃料税」の更新」2011.10.21. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000132724.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000132724.pdf)>; 総務省「石川県「核燃料税」の更新」2012.9.7. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000174427.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000174427.pdf)>）。

<sup>18</sup> 「福島県 核燃料税を廃止 全国初「脱原発」へ前進」『毎日新聞』2012.11.20.

### (3) その他

電力会社に対しては、固定資産税、核燃料税等以外にも、法人住民税（市町村）や法人事業税（道県）が課税される。また、電源立地地域対策交付金等による各種公共事業、原発施設に関連した業務（点検、整備、清掃等）、周辺商業（飲食、宿泊等）等の新たな需要が地域経済にもたらされることから、個人住民税を含めて原発立地自治体の税収が増加することになる。

納税に加え、電力会社は原発立地自治体に対して多額の寄附を行ってきた<sup>19</sup>。ただし、寄附者が公表されないケースも多く、詳細は必ずしも明らかではない。そもそも、電源開発促進税法の導入の趣旨の1つには、電源立地のために不明朗な寄附を用いないことがあった点を踏まえれば、透明性に欠ける寄附は、地方自治や電力会社のガバナンスの観点から問題がある<sup>20</sup>。

## II 原発立地自治体の財政と経済

### 1 現状

#### (1) 財政状況

福島第一原発事故以前、国内では17（炉数54）の原発が運転を行っていた。原発立地自治体は21（6市、15町村）である。原発立地自治体（特に町村）の財政の特色は、電源立地地域対策交付金と地方税（主に固定資産税）が歳入の基盤となっていることである（表5、各自治体財政の一覧は巻末の別表1、ともに平成22年度決算ベース）<sup>21</sup>。

特に、15の町村は原発関連の歳入が大きく、その財政状況は極めて強固である。電源立地地域対策交付金の歳入に占める割合は15.4%にも及んでおり、人口1人あたり約12万円の交付となっている。

地方税の約8割は潤沢な固定資産税によるものである。地方税の歳入に対する比率は44.2%、全国町村の平均22.4%の倍の水準である。15町村の財政力指数<sup>22</sup>の平均は1.11（うち8町村が1超）であり、全国の町村の平均0.41を遥かに上回る。

表5 原発立地自治体財政の特色（平成22年度決算）

平均像 (電源立地地域対策交付金総額)	原発立地自治体			(参考)全国	
	21自治体	うち6市	うち15町村	市	町村
電源立地地域対策交付金 <sup>1</sup>	356億円	146億円	210億円	269億円	335億円
同 対歳入総額(%)	7.5%	4.4%	15.4%	0.1%	0.5%
同 人口1人あたり(円)	43,290	22,594	119,572	234	2,786
地方税/歳入総額(%)	32.8%	28.2%	44.2%	36.2%	22.4%
固定資産税/地方税(%) <sup>2</sup>	63.1%	53.6%	78.0%	41.8%	53.2%
固定資産税1人あたり(円) <sup>2</sup>	118,832	78,414	267,807	61,598	64,130
財政力指数 <sup>3</sup>	1.02	0.78	1.11	0.67	0.41

(注1) 国からの直接交付と国庫を財源とする県交付金の合計（総額表示）

(注2) 固定資産税には、原子力発電所以外の税収を含む。

(注3) 財政力指数は該当団体の単純平均を用いている。

(出典) 総務省「平成22年度市町村別決算状況調」を基に筆者作成。

<sup>19</sup> 芝田英昭「原発立地の経済効果-2-寄付金(協力金)の正体(福井県美浜町から)」『経済評論』35(10), 1986.10, pp.76-89; 「(原発とメディア:207)福井・若狭湾:20 寄付金と自治体」『朝日新聞』2012.8.6, 夕刊; 「東電、寄付400億円超 20年余、原発関連自治体に」『朝日新聞』2011.9.15.

<sup>20</sup> 清水 前掲注(5), pp.105-107.

<sup>21</sup> 「検証! 財政状況 原発の恩恵大きく地方財政危機「どこ吹く風」」『エコノミスト』4176号, 2011.6.14, pp.76-77; 「原発の町 財源一極集中」『日本経済新聞』2011.7.3.

<sup>22</sup> 普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。1を上回れば標準的な税制のもとでの歳入が標準的な歳出を賄える。

一方、原発が立地する6つの市は、町村ほど顕著に財政が強固とは言えないものの、全国市の平均と比較すれば、固定資産税が潤沢であり、6市の財政力指数の平均は0.78（うち2市が1超）であり、全国の市の平均0.67を上回る。

## （2）経済構造

人口密度が低く、広大な敷地が確保できる場所に原発が立地されたことから、原発事業は当該地域を支える存在となるケースが多い。立地地域の経済の最大の特徴は、生産と就業の両面において、電気ガス水道業の比率が高いことである。また、公共事業や発電所施設関係の工事等によって、建設の就業者割合が高いことも特徴である。（表6、各自治体経済の一覧は巻末の別表2）<sup>23</sup>

このような傾向は、特に町村について顕著である。1人あたりの町村民所得は県平均の1.25倍である。町村民総生産上の電気ガス水道業の割合は平均で58.9%（うち8町村が60%超）であり、日本全体の2.4%を大きく上回る。立地町村においては就業者の6.0%が電気ガス水道業に、13.4%が建設業に従事しており、それぞれ日本全体の平均を上回っている。

表6 原発立地自治体の経済構造の特色（平成21年度市町村民経済計算・平成22年国勢調査ベース）

	市町村民所得(千円) <sup>1</sup>		産業構成(市町村民総生産%) <sup>2</sup>				国勢調査・産業別就業者割合(%)					
	1人あたり/対県平均		建設/対県平均	▲/△	電気ガス/対県平均		第1次	第2次	第3次	建設	電気ガス	公務
立地21自治体 <sup>3</sup>	3,080	1.18	5.7	▲0.1	47.7	+41.3	6.9	27.7	65.4	11.6	2.5	4.1
うち市(6) <sup>3</sup>	2,531	0.99	6.8	+0.2	16.7	+11.7	6.0	27.7	66.3	11.1	1.6	4.2
うち町村(15) <sup>3</sup>	3,257	1.25	5.2	▲0.3	58.9	+52.1	10.5	27.7	61.9	13.4	6.0	3.6
全国 <sup>4</sup>	2,676	—	5.7	—	2.4	—	4.2	25.2	70.6	8.0	0.5	3.6

(注1) 市町村民内居住者(法人等を含む)に分配される所得(雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計)を人口で除したものの(企業の利潤等を含んだ市町村の所得水準を表す)。対県平均は県平均1とした原発立地自治体の水準。数字は原発立地自治体等の一人あたり金額と対県平均の単純平均を表記。

(注2) 市町村内での生産活動による1年間の付加価値(国のGDPに相当)における建設業と電気ガス水道業の割合。対県平均は県平均との差異(▲はマイナス)。数字は原発立地自治体等の各産業割合と対県平均は単純平均を表記。

(注3) 市町村民所得、産業構成について北海道と石川県はデータがないため、13町村の平均。福井県は平成15年度のデータを使用(平成16年以降のデータなし)。国勢調査はすべて平成22年。

(注4) 全国は平成21年(暦年)。国勢調査は平成22年。

(出典) 各県「市町村民経済計算」；総務省「国勢調査」(平成22年)；内閣府「国民経済計算年報」(平成24年版)を基に筆者作成。

## 2 原発依存の問題

原発によって原発立地自治体の財政が豊かになり、道路等のインフラが整備され、原発および関連の雇用が生まれ、地域の所得が向上したことは紛れもない事実である。しかし、「立地効果の一過性」(特に財政面)や「モノカルチャー的地域産業構造」の問題があり<sup>24</sup>、地域の自律的かつ継続的な発展に結びつかないことが指摘されている<sup>25</sup>。

<sup>23</sup> 伊藤久雄「原発立地市町村—原発に依存しないまちづくりの可能性」『労働法律旬報』1752号、2011.9.下旬、pp.26-33.

<sup>24</sup> 清水 前掲注(5)、pp.109-127.

<sup>25</sup> 例えば、福井県美浜町について、陸の孤島と呼ばれる地域に道路を建設し、漁業補償を含む金銭的な措置により立地が可能となったものの、期待された雇用増は施設建設期や飲食店等のサービス業が中心となり、一過性あるいは原発依存であったため、1次産業の衰退と合わせて、経済基盤が脆弱化したとの指摘がある(芝田英昭「原発立地の経済効果-1-(福井県美浜町から)」『経済評論』35(9)、1986.9、pp.77-88.)。



原発立地自治体の財政を支える原発財源（電源立地地域対策交付金、原発関連の固定資産税、核燃料税等）には、地方財源として次のような留意すべき点がある。

- ① 原発の運転開始後は電源立地地域対策交付金と固定資産税は減少する。
- ② 電源立地地域対策交付金による公共施設建設は、後年度の負担（維持、債務償還費）を増大させる。
- ③ 電源立地地域対策交付金の対象事業はソフト事業にまで拡大しており事業の縮小は容易ではない。
- ④ 核燃料の挿入に課税する核燃料税は、原発の稼働停止が直接的な歳入減に繋がる。

原発財源は、財政規律を弛緩させる面があり、また、安定的に持続しない面もあることから、原発立地自治体によっては、財政状況が悪化したケース<sup>26</sup>や財政上の理由から原発の増設や稼働を望むケースもある。<sup>27</sup>

原発立地地域は、原発工事・点検や公共工事等によって経済を拡大してきた。電力事業関係、公共事業関係以外にも、発電所関係のサービス業（清掃、飲食、定期点検に伴う宿泊等）の需要が地域にもたらされ、地域経済の原発依存が進むことも少なくない<sup>28</sup>。製造業の誘致であれば、下請けを含めた関連企業の増加等を通じた産業集積が期待できるが、原発立地地域の経済発展は、原発と公共工事に関連した分野に限定され、他産業への広がりや持続性の面で限界がある<sup>29</sup>。また、原発誘致によって、地域経済が国や電力会社からの資金や仕事に依存することが、他力本願体質に繋がるとの指摘もある<sup>30</sup>。

### 3 今後の課題

このように原発に依存した立地自治体の多くは、原子力政策あるいはエネルギー政策の影響を強く受ける。当面は原発の新增設は困難となっており、仮に国として原発を維持するとしても、国内の原子炉は廃炉の目途とされる運転開始 40 年の時期に順次到達する。40 年に満たないものであっても、活断層評価を含め、新しい安全基準によって廃炉となる可能性もあろう。すなわち、原発立地自治体の多くは、財政面および経済面での転機を迎えることになる。したがって、原発立地地域の財政・経済問題は、原子力政策あるいはエネルギー政策の如何にかかわらず、避けることができない課題である。

<sup>26</sup> 福島県双葉町は、平成 20 年度決算で実質公債費比率（地方税、普通交付税等の使途が特定されない経常的な財源に対する公債費等の割合、早期健全化基準は 25%以上）が 29.4%に陥り早期健全化団体となった（葉上太郎「原発頼みは一炊の夢か—福島県双葉町が陥った財政難」『世界』812 号, 2011.1, pp.185-193; 「神話の陰に 福島原発 40 年(4) 「増設容認」カネの魅力」『朝日新聞』2011.5.28.)。

<sup>27</sup> 芝田英昭「原発立地の経済効果-3-原子力発電所誘致の後遺症(福井県美浜町から)」『経済評論』35(11), 1986.11, pp.30-44; 「地元に投じられる巨費 原発交付金は“麻薬”」『日経ビジネス』1588 号, 2011.4.25, pp.30-31; 「電源立地交付金の実像」『日経グローバル』174 号, 2011.6.20, pp.32-35.

<sup>28</sup> 電源三法交付金等の莫大な資金が財政を豊かにするだけではなく、仕出し弁当、クリーニング、設備工事、花壇整備等の各種業務が地元へ発注されることから、雇用を含めて地域経済全体が原発依存となるとの指摘もある（「自治体共存と反目」の構図」『週刊ダイヤモンド』4376 号, 2011.4.16, pp.52-55.)。

<sup>29</sup> 例えば、日本有数の原発の集積地である福井県において、原発とその関連産業は、一定の雇用を生む点は地場産業としての要素を持つが、日本原子力発電や関西電力を頂点とした関連企業の集積に過ぎない点は地域企業の活性化やブランドといった面において地場産業の特色を具備していないとの指摘がある（井上武史「福井県における地場産業としての原子力発電・関連産業(序説)」『ふくい地域経済研究』11 号, 2010.9, pp.47-59.)。

<sup>30</sup> 鎌田慧「鎌田慧が撃つ「日本原発列島」(13)新潟県柏崎市・刈羽村 世界最大の立地点に吹くカネの暴風」『金曜日』361 号, 2001.3.9, pp.26-29.

## (1) 産炭地政策

原発立地自治体のこのような課題に対して、石炭から石油へのエネルギー転換を進めた時期の産炭地域振興臨時措置法（昭和 36 年法律第 219 号、以下「産炭法」）<sup>31</sup>を参考に、財政支援を行うべきとの意見もある<sup>32</sup>。産炭法が平成 13（2001）年に失効するまでの 40 年間（当初は 5 年間の時限立法であったが、4 回にわたり期限が延長された）、産炭地域振興基本計画（計 4 回）および産炭地域振興実施計画（計 6 回）に基づいて、企業誘致・産業振興、基盤整備、地方財政支援、炭鉱離職者への支援等により産炭地域の活性化が図られた<sup>33</sup>。

その結果は、近辺に都市圏があり、大学や企業を誘致する、あるいは観光を促進する等により産業の転換に成功した自治体がある一方、振興策が不調に終わり、疲弊した自治体に多額の債務が残った自治体もあり（場合によっては地方財政破綻）、地域振興の成果は様々である（表 8）<sup>34</sup>。

表 8 産炭地振興の事例

	自治体	事例の内容
成功例	飯塚市 <sup>1</sup> (福岡県)	近畿大学、九州工業大学を誘致し学園都市に転換、更にベンチャー企業等を活用した新産業創出に取り組む情報産業都市に生まれ変わっている。
	旧宮田町(現宮若市) <sup>2</sup> (福岡県)	トヨタ自動車、トヨタ紡績の関連会社の工場などを誘致。自動車や IC 産業といった製造業を中心とした産業集積地へ転換した。
	いわき市 <sup>3</sup> (福島県)	閉山(1976 年)以前から常磐炭鉱による多角化経営が進められる。製造業、小売・卸売、建設業、サービス業(観光施設が有名)への転換が進められた。
財政破綻例	旧赤池町(現福智町) <sup>4</sup> (福岡県)	新産業誘致のため工業団地を造成したが、期待された成果は得られなかった。この債務に町立病院の債務も加わって、平成 3(1991)年度末に財政再建団体となった。
	夕張市 <sup>5</sup> (北海道)	企業の誘致と観光産業の育成を主な振興策に掲げていたが、バブル崩壊後、企業が撤退し観光産業も伸び悩む。多額の投資や不適切な会計処理等により平成 18(2006)年度末に財政再建団体となった。

(注 1) 笹生仁『エネルギー・自然・地域社会—戦後エネルギー地域政策の一史的考察—』ERC 出版、2000、pp.195-215。

(注 2) 劉道学「戦後日本の旧産炭地域産業構造の転換と地域振興—筑豊・旧宮田町の取組み—」『地域公共政策研究』(12)、2006.12、pp.46-70。

(注 3) 嶋崎尚子「常磐炭鉱の地域的特性とその吸収力—産炭地比較研究にむけての整理」『社会情報』19(2)、2010.3、pp.179-195。

(注 4) 前澤貴子「地方財政再建の現実と地方財政健全化法の施行」『レファレンス』701 号、2009.6、pp.49-59。

(注 5) 前澤貴子「地方自治体の財政問題と再建法制」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』585 号、2007.5.8。

(出典) 上記(注 1)から(注 5)の資料と各市 HP を基に筆者作成。

<sup>31</sup> 石炭産業に対する産業調整政策として、1950 年代は合理化によって競争力維持を図る政策が採用された。その後、「エネルギー革命」(石炭から石油への転換)が急速に進んだこともあって、1960 年代(産炭地域振興臨時措置法)からは、石炭産業の段階的な縮小と産業構造転換を見据えた雇用転換と地域開発に政策の重心が変化する(小浜裕久・渡辺真知子『戦後日本経済の 50 年—途上国から先進国へ—』日本評論社、1996、pp.176-189.)。

<sup>32</sup> 伊藤久雄「原発立地自治体における原炭依存脱却への課題」『市政研究』173 号、2011.秋、pp.16-23。

<sup>33</sup> 岩本直「産炭地域振興政策の政策内容及び同政策実施期間中における産炭地域の変容に関する研究」『日本地域政策研究』(8)、2010.3、pp.25-32。なお、産炭法以前の昭和 31(1956)年からの対策を含め、平成 13(2001)年までの 46 年間の石炭対策の予算額合計は 4 兆 959 億 6500 万円、その主な項目は、石炭構造調整対策費(1.5 兆円)、産炭地域振興対策費(0.3 兆円)、鉱害対策費(1.5 兆円)、炭鉱労働者雇用対策費(0.6 兆円)等であった(石炭政策史編纂委員会編『石炭政策史』石炭エネルギーセンター、2002、pp.20-23.)。

<sup>34</sup> 「ポスト石炭街づくり苦闘 明・暗 明 学園都市に変ぼう 暗 テーマパーク失敗」『日本経済新聞』2002.1.14。

## （２）原発立地自治体支援の論点

エネルギー政策の転換に伴う地域支援という共通点はあるものの、産炭法の時期と現在では、時代背景が変化している点に注意が必要である。そもそも、産炭地支援策は、その成果に幅があった。成功した事例は都市圏からの距離が近く、日本全体の人口増や経済成長を背景として企業や大学の誘致が進んだ等の特徴があった。原発立地地域の大多数は都市圏と離れ、必ずしも交通インフラが整備されていない。また、近年の日本は人口減少時代となっており、経済の長期停滞により企業や大学の誘致は容易ではない。このような相違を考えれば、原発立地自治体支援について、産炭法を単純に参照することは難しい。

ほとんどの原発が稼働を停止した状況で、立地自治体においては既に財政・経済面での影響が生じている。国のエネルギー政策に原発立地自治体が協力してきた経緯を踏まえ、全国原子力発電所所在市町村協議会は、国には立地地域への支援を行う責任があるとしている<sup>35</sup>。相応の激変緩和措置が必要となろうが、地域の自立や持続性に繋がる支援策こそが求められる。例えば、広い土地や既設の送電設備を活用した再生可能エネルギーの供給拠点となることも有力な選択肢となろう<sup>36</sup>。

## おわりに

エネルギー政策の大きな見直しにあたり、国の政策に協力し原発依存を深めてきた原発立地地域は、財政と経済の両面で大きな転機に立っている。昭和 35 年当時、産炭地域の面積は日本の 6.6%、就業人口は日本の 7.4%に及んでいたことと比較すれば、原発立地自治体の面積・就業人口は 1%前後（平成 22 年現在）に過ぎない。しかし、日本の電力の根幹を原子力が支えてきた事実を踏まえれば、この転機にあたって、原発立地地域との協議や必要な対策が求められよう。

地域経済活性化策については、その地域の特色を反映することで地域の人材や資源を活用し、時代背景に適合することで持続的な発展が可能となることが理想である。容易ならざる課題ではあるが、国の英知を結集し、原発立地地域の産業転換の支援を検討することは、エネルギー政策の見直しに伴う政策課題の 1 つと位置づけられよう。

<sup>35</sup> 全国原子力発電所所在市町村協議会「原子力発電等に関する要請書」2012.11.2.  
<<http://www.zengenkyo.org/katudou/20121102youbou.pdf>>

<sup>36</sup> 清水修二「原発立地自治体の自立と再生」石橋克彦編『原発を終わらせる』岩波書店、2011、pp.204-209.

別表 1 各原発立地自治体の財政（平成 22 年度決算ベース）

原発名	炉数 <sup>1</sup>	道府県	自治体	人口(人) <sup>2</sup>	歳入総額 (億円)	電源立地地域対策交付金(億円)			地方税(億円)		固定資産税(億円) <sup>3</sup>			財政力 指数	(参考)人口1人あたり		
						国庫	県経由	合計(対歳入%)	総額(対歳入%)	額(対地方税,対歳入%)	額(対地方税,対歳入%)	交付金	固定資産税				
泊	3 (0)	北海道	泊村	1,911	58.3	18.3	0.2	18.5	32%	28.0	48%	26.7	95%	46%	1.47	969,521	1,394,898
東通	1 (3)	青森	東通村	7,297	90.7	6.1	3.8	9.9	11%	38.3	42%	35.0	91%	39%	1.06	135,701	479,781
女川	3 (0)	宮城	女川町	9,698	61.5	2.5	1.8	4.3	7%	41.4	67%	36.1	87%	59%	1.28	44,757	372,134
		宮城	石巻市	161,636	681.1	0.9	1.0	1.9	0%	171.9	25%	80.4	47%	12%	0.50	1,182	49,762
福島第 1	6 (2)	福島	双葉町	6,939	60.9	19.1	0.6	19.8	32%	20.6	34%	16.6	81%	27%	0.81	284,628	239,017
		福島	大熊町	11,505	75.6	16.7	0.2	16.9	22%	37.5	50%	27.1	72%	36%	1.40	146,671	235,630
福島第 2	4 (0)	福島	富岡町	15,830	73.9	8.6	0.6	9.3	13%	31.8	43%	21.1	66%	29%	0.89	58,478	133,252
		福島	楡葉町	7,883	59.3	7.6	1.4	9.0	15%	22.9	39%	18.7	82%	32%	1.04	114,625	237,268
柏崎刈羽	7 (0)	新潟	柏崎市	90,885	571.7	32.5	9.6	42.1	7%	156.1	27%	90.6	58%	16%	0.74	46,371	99,697
		新潟	刈羽村	4,886	65.1	7.9	1.7	9.5	15%	28.5	44%	25.1	88%	39%	1.49	195,433	514,428
東海第 2	1 (0)	茨城	東海村	37,842	173.3	12.0	0.2	12.2	7%	117.0	68%	80.4	69%	46%	1.69	32,183	212,500
浜岡	3 (1)	静岡	御前崎市	34,540	175.4	11.8	0.2	11.9	7%	97.3	55%	69.8	72%	40%	1.36	34,581	202,085
高浜	4 (0)	福井	高浜町	11,105	81.7	15.1	2.4	17.5	21%	35.7	44%	25.7	72%	32%	0.94	157,788	231,720
大飯	4 (0)	福井	おおい町	8,752	122.2	20.9	2.0	22.8	19%	41.7	34%	32.9	79%	27%	1.04	260,718	375,517
美浜	3 (0)	福井	美浜町	10,646	97.0	11.5	13.1	24.6	25%	29.9	31%	18.3	61%	19%	0.69	231,035	171,585
敦賀	2 (2)	福井	敦賀市	68,076	315.4	29.4	0.2	29.6	9%	143.6	46%	86.1	60%	27%	1.06	43,474	126,538
志賀	2 (0)	石川	志賀町	23,319	149.2	5.1	0.0	5.1	3%	68.4	46%	54.9	80%	37%	0.90	21,970	235,541
島根	2 (1)	島根	松江市	191,489	1,038.9	49.6	0.0	49.6	5%	259.7	25%	116.3	45%	11%	0.57	25,924	60,750
伊方	3 (0)	愛媛	伊方町	11,448	116.6	10.0	5.5	15.5	13%	27.5	24%	22.2	81%	19%	0.53	135,410	194,051
玄海	4 (0)	佐賀	玄海町	6,451	77.5	12.9	2.0	14.9	19%	33.7	44%	29.2	87%	38%	1.43	230,757	453,107
川内	2 (1)	鹿児島	薩摩川内市	100,278	570.5	7.2	3.7	10.9	2%	117.4	21%	64.0	54%	11%	0.47	10,898	63,773
立地 21 自治体				822,416	4,715.8	305.7	50.4	356	8%	1,549	33%	977	63%	21%	1.02	43,290	118,832
内 市(6)				646,904	3,353.0	131.4	14.8	146.2	4%	946.0	28%	507.3	54%	15%	0.78	22,594	78,414
内 町村(15)				175,512	1,362.8	174.3	35.6	209.9	15%	602.9	44%	470.0	78%	34%	1.11	119,572	267,807
(参考)全国市				115 百万	467,509	150.7	118.2	268.9	0%	169,336	36%	70,776	42%	15%	0.67	234	61,598
(参考)全国町村				12 百万	64,889	220.3	114.7	335.0	1%	14,504	22%	7,711	53%	12%	0.41	2,786	64,130

(注 1) 営業運転数（平成 21 年度電力供給計画ベース、廃炉が決まった福島第 1 原発 1 号機~4 号機を含む数字）、( )内は建設中と着工準備中の合計

(注 2) 住民基本台帳登録人口(H23.3.31 現在)

(注 3) 固定資産税には、原子力発電所以外の税収を含む。

(出典) 総務省「平成 22 年度市町村別決算状況調」<[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h22\\_shichouson.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h22_shichouson.html)>を基に筆者作成。

別表2 各原発立地自治体の経済（平成21年度市町村経済計算・平成22年国勢調査ベース）

原発名	炉数 <sup>1</sup>	道府県	自治体	市町村所得(千円) <sup>2</sup>		産業構成(市町村総生産%) <sup>3</sup>				産業別就業者(国勢調査 人/%)						
				1人あたり/対県平均		建設/対県平均		電気ガス/対県平均		実数	第1次	第2次	第3次	建設	電気ガス	公務
泊	3 (0)	北海道 <sup>4</sup>	泊村	—	—	—	—	—	—	837	8.7	22.5	68.8	20.1	14.0	9.0
東通	1 (3)	青森	東通村	2,662	1.12	14.5	+7.5	54.5	+51.9	3,599	26.6	29.0	44.5	20.7	4.9	4.6
女川	3 (0)	宮城	女川町	2,220	0.90	8.0	+2.5	43.4	+40.8	4,933	15.2	32.5	52.3	8.4	7.2	2.4
		宮城	石巻市	2,098	0.85	5.6	+0.1	3.0	+0.4	71,623	8.9	29.7	61.4	11.2	0.8	3.1
福島第1	6 (2)	福島	双葉町	4,130	1.60	2.1	▲2.7	78.5	+69.7	3,345	7.9	27.3	64.9	18.7	9.9	4.0
		福島	大熊町	4,443	1.73	3.2	▲1.6	70.7	+61.9	5,563	6.9	30.7	62.4	20.4	9.8	3.3
福島第2	4 (0)	福島	富岡町	3,684	1.43	4.3	▲0.5	58.9	+50.1	7,789	5.3	30.0	64.6	19.5	8.3	3.6
		福島	楢葉町	4,300	1.67	2.2	▲2.7	78.7	+69.9	3,595	6.8	33.8	59.4	16.5	4.7	3.7
柏崎刈羽	7 (0)	新潟	柏崎市	2,612	1.04	12.3	+4.5	12.1	+8.8	43,787	3.8	35.9	60.3	12.5	2.6	2.9
		新潟	刈羽村	3,269	1.30	9.5	+1.8	28.8	+25.5	2,503	5.8	39.1	55.0	16.5	4.6	3.1
東海第2	1 (0)	茨城	東海村	3,103	1.17	8.7	+4.0	25.4	+22.7	17,297	3.2	25.2	71.6	7.3	1.9	3.3
浜岡	3 (1)	静岡	御前崎市	2,895	0.99	5.2	▲0.1	34.4	+32.2	18,915	10.4	39.4	50.2	9.9	2.6	2.7
高浜	4 (0)	福井	高浜町	3,568	1.23	4.3	▲2.5	81.0	+67.7	5,691	7.6	27.0	65.4	16.6	8.1	4.3
大飯	4 (0)	福井	おおい町	4,732	1.63	3.3	▲3.6	91.1	+77.8	4,221	8.2	25.3	66.6	15.9	10.4	5.8
美浜	3 (0)	福井	美浜町	4,128	1.42	4.6	▲2.3	64.7	+51.4	5,449	8.5	22.9	68.5	13.5	10.3	3.7
敦賀	2 (2)	福井	敦賀市	2,897	1.00	6.3	▲0.6	23.9	+10.6	33,377	2.2	28.9	68.9	15.7	3.4	3.3
志賀	2 (0)	石川 <sup>4</sup>	志賀町	—	—	—	—	—	—	10,617	10.6	33.3	56.1	10.4	3.4	2.6
島根	2 (1)	島根	松江市	2,430	1.08	6.0	▲2.7	9.0	+3.7	99,872	4.6	19.4	76.1	9.5	1.0	5.6
伊方	3 (0)	愛媛	伊方町	2,597	1.12	5.2	+0.2	65.6	+61.7	5,312	33.3	17.4	49.2	9.1	4.1	4.2
玄海	4 (0)	佐賀	玄海町	2,758	1.21	3.0	▲3.7	83.1	+77.8	3,582	24.4	18.4	57.2	12.0	4.9	2.6
川内	2 (1)	鹿児島	薩摩川内市	2,256	1.02	5.5	+0.1	18.0	+14.8	44,886	7.4	28.9	63.6	10.4	1.4	5.6
立地21自治体				3,080	1.18	5.7	▲0.1	47.7	+41.3	396,793	6.9	27.7	65.4	11.6	2.5	4.1
内市(6)				2,531	0.99	6.8	+0.2	16.7	+11.7	312,460	6.0	27.7	66.3	11.1	1.6	4.2
内町村(15)				3,257	1.25	5.2	▲0.3	58.9	+52.1	84,333	10.5	27.7	61.9	13.4	6.0	3.6
(参考) 全国 <sup>4</sup>				2,676	—	5.7	—	2.4	—	59,611,311	4.2	25.2	70.6	8.0	0.5	3.6

- (注1) 営業運転数(平成21年度電力供給計画ベース、廃炉が決まった福島第1原発1号機~4号機を含む数字)、( )内は建設中と着工準備中の合計  
(注2) 市町村内居住者(法人等を含む)に分配される所得(雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計)を人口で除したもの(企業の利潤等を含んだ市町村の所得水準を表す)  
対県平均は県平均1とした各町村所得の水準、立地21自治体等の一人あたり金額と対県平均は単純平均  
(注3) 市町村内での生産活動による1年間の付加価値(国のGDPに相当)における建設業と電気ガス水道業の割合  
対県平均は県平均との差異(▲はマイナス)、立地21自治体等の建設業と電気ガス水道業の割合と対県平均は単純平均  
(注4) 市町村所得、産業構成について北海道と石川県はデータなし、福井県は平成15年度、全国は平成21年(暦年)  
(出典) 各県「市町村経済計算」; 総務省「国勢調査」(平成22年); 内閣府「国民経済計算年報」(平成24年版)を基に筆者作成。